

図書館記録の秘密性

—— ブラウン対ジョンストン事件（1983年）を中心として ——

川 崎 良 孝

Confidentiality of Library Records: *Brown v. Johnston* (1983)

KAWASAKI Yoshitaka

1 図書館記録の秘密性とアメリカ図書館協会

図書館利用者の読書の秘密を守ることが、アメリカ図書館界で正式に公表されたのは1938年である。ヨーロッパでの言論弾圧や図書検閲も背景にして、アメリカ図書館協会（American Library Association）は「図書館員の倫理綱領」（Code of Ethics for Librarians）を発表し、その第2部「図書館と利用者との関係」（Relation of the Librarian to His Constituency）の第11項に「図書館員は図書館利用者との接触から得た、あらゆる私的な情報を秘密として扱う義務を有する」¹⁾と記入したのである。はたして「私的な（private）情報」が、利用者から図書館員に供された情報を指すのか、図書館員が持っている利用者に関する情報なのか、あるいはその両者なのか定かではない。そうした点はともかく、以後、専門職倫理を扱う声明には、秘密性の側面は欠かさず組み込まれてきた。

周知のように、アメリカ図書館協会評議会（Council）は1939年に『図書館の権利宣言』（*Library Bill of Rights*, 成立当初は *Library's Bill of Rights*）²⁾を採択し、翌年には知的自由委員会（Intellectual Freedom Committee, 成立当初は Committee on the Intellectual Freedom to Safeguard the Rights of Library Users to Freedom of Inquiry）を設置した。現在なら図書館記録の秘密性（confidentiality）といった問題に中核的役割を担うべき『図書館の権利宣言』や知的自由委員会は、当時こうした問題に関係していなかった。というのは、『図書館の権利宣言』はもともと偏向のない図書選択、均衡ある蔵書といった図書選択の原理として採択され、知的自由委員会の活動もその枠内に限られていたからである。

『図書館の権利宣言』は冷戦の高まりを反映する形で、1948年には検閲に反対するという条項（第3条、第4条）を新設した³⁾。1961年には公民権運動の影響を受けて、「図書館の利用に関する個人の権利は、その人の人種、宗教、出生国、あるいは政治的な見解のゆえに、拒否されたり制限されることがあってはならない」⁴⁾を新条項（第5条）として盛り込んだ。さらに1967年には第5条に「年齢」、「社会的」という語句を挿入し、「図書館の利用に関する個人の権利は、その人の年齢、人種、宗教、出生国、あるいは社会的、政治的な見解のゆえに、拒否されたり制限され

ることがあってはならない」⁵⁾としたのである。

1939年当時の『図書館の権利宣言』は圖書の選択原理を示すものであった。それが1960年代末になると、利用者の図書館利用を最大限に等しく保障する、読む自由を徹底的に保障するという重要な側面を組み込むまでに成長したのである。

一方では1960年代末から1970年代初頭にかけて、検閲に対処する実際的な手立ても整ってきた。確かに知的自由委員会が活動してはいたが、委員会は方針作成を主たる任務とし、現実の検閲問題に対処する機関ではなかったし、そうした役割をこなす力量もなかった。1967年になって、委員会を支える事務部門として知的自由部 (Office for Intellectual Freedom) が成立し、図書館協会本部に専任職員 J. クラグ (Judith Krug) を置いて出発した。この措置によって、委員会の機関誌『ニュースレター・オン・インテレクトチュアル・フリーダム』(*Newsletter on Intellectual Freedom*) の編集や発行も軌道にのると共に充実したし、何よりも具体的な検閲事件が従来よりもいっそうアメリカ図書館協会に届くようになった。知的自由に関する組織的な活動が可能になったのである。1969年には図書館協会と独立する形で「読書の自由財団」(Freedom to Read Foundation) が組織され、法律や裁判闘争に関わるようになった。また1973年には図書館協会会員の発起によって、「知的自由ラウンドテーブル」(Intellectual Freedom Round Table) が成立したのである。さらに知的自由を守ったがために不利な扱いを受けた図書館員を擁護する『『図書館の権利宣言』を支援する活動プログラム』(Program of Action in Support of the Library Bill of Rights) が1969年に採択され、このプログラムは1971年にはいっそう広範な「調停、仲裁、査問に関する活動プログラム」(Program of Action for Mediation, Arbitration, and Inquiry) に取って代わった⁶⁾。

このようにして、1970年代初頭になると基本方針『図書館の権利宣言』が覆う範囲が飛躍的に拡大すると共に、図書館協会として具体的な事件に対処できる態勢を整えてきていた。こうした状況下で一つの事件が生じてくる。

私見によれば、アメリカの図書館界が図書館記録の秘密性に大きな関心を示したのは、1970年代初頭と1980年代後半以降である。1970年春、財務省の内国歳入庁 (Internal Revenue Service)⁷⁾ の調査員がミルウォーキー市立図書館を訪問して、爆発物関係の圖書の貸出記録を調査したいと申し込んだ⁸⁾。要するにカード目録の「爆発物」(explosives) の部分に該当する圖書の貸出者名を求めたのである。当初、副館長がこの要求をはねつけた。調査員は市検察局に出向き、貸出記録は公的記録 (public records) であり、この調査員にアクセスを許すべきであるとの意見を得た。調査員はこの意見を携えて図書館に戻ったのである。結局、ミルウォーキー市立図書館は調査員の要求に従っている。同じ頃、アメリカ図書館協会知的自由部は、内国歳入庁の調査員がオハイオ州クリーヴランド、カリフォルニア州リッチモンドなどの図書館を、類似の目的で訪問したとの報告を受け取っていた。7月1日にアトランタから届いた報告によると、同地域では分館を含めて27の図書館が訪問を受けたのである。こうした一連の訪問はヴェトナム反戦運動への対処という意味を持ち、いずれも爆発物やゲリラ戦の資料を読んだ人物を特定するためであった。これは図書館界にとって大問題であった。貸出記録を明かせば図書館への信頼が揺らぐし、利用者は迫害や告発を恐れて論争的資料の利用を自己規制するからである。

1970年7月21日、こうした動きを受けてアメリカ図書館協会理事会は緊急勧告声明を発表し、

すべての図書館が方針として貸出記録を秘密扱いにするように主張した。そして、(1)各館は貸出記録を秘密とする方針を正式に採択すること、(2)貸出記録はいかなる機関にも提供してはならないこと、(3)例外は正当な形式と理由を示した裁判所の命令や召喚状による場合であることを勧告したのである⁹⁾。これを受けて、ミネアポリス、ツーソン (Tuson)、アトランタなどの市立図書館は、秘密性に関する方針や決議を採択している¹⁰⁾。引き続きアメリカ図書館協会の最高決定機関である評議会は、1971年1月20日に正式に方針として『図書館記録の秘密性に関する方針』(Policy on the Confidentiality of Library Records)を採択したのである¹¹⁾。

この内国歳入庁に対する図書館界の取り組みは大きな意味を持つ。一つは、この事件を契機に貸出記録の秘密性への関心が館界で一気に高まったことである。いま一つは、実際に内国歳入庁の証拠漁り (fishing expedition) を終結させたことである。アメリカ図書館協会と内国歳入庁の幹部会談、首都ワシントンの内国歳入庁前での示威行動、それに広報活動を通じて、調査を終結させたのは特筆に値する。当時は図書館記録を秘密とする州法もなく、内国歳入庁は何らの法によっても撤退を強要されていなかったためである。逆に言えば、アメリカ図書館協会は専門職倫理と広報活動によって、終結を勝ち取ったと言えよう。

『図書館記録の秘密性に関する方針』は1975年に改訂を経験する¹²⁾。改訂では従来の「特定の資料を使った図書館利用者の名前を識別する」という文言を、「貸出記録や図書館利用者の名前を識別する」諸記録と変更した。この結果、単に貸出記録だけでなく、登録記録や参考質問記録、データベース検索記録、相互貸借記録はもちろん、資料、サービス、施設の利用に関して個人を識別できる全記録を包み込むようになった。

1980年から1982年にかけてアメリカ図書館協会知的自由委員会は、知的自由に関する図書館協会の方針を総点検した。『図書館記録の秘密性に関する方針』の場合、本文には手を加えず注として『倫理綱領』(Code of Professional Ethics)第3条などを加えている¹²⁾。第3条は、「利用者は、情報を求めたり、受け取ったり、また資料を調べたり、借り出したり、取得したりする。この点に関して、図書館員は各利用者のプライバシーの権利を守らなければならない」となっている。さらに1983年には、この解説文を現実化するための手続きを示す指針として、知的自由委員会は『図書館記録の秘密性に関する方針を実行するための好ましい手続き』(Suggested Procedure for Implementing Policy on Confidentiality of Library Resources)を作成した¹³⁾。これは特に召喚状などへの対処を意識したものである。

ところで図書館記録の秘密性をめぐる第二回目の山は1980年代後半に生じてきた。1987年6月、連邦捜査局 (Federal Bureau of Investigation) の調査員がコロンビア大学図書館を訪問し、アメリカと敵対している国の利用者に関する情報を非専門職員に求めた。専門職員が応対に出ると図書館覚醒プログラム (Library Awareness Program) にもとづく活動だと説明した¹⁴⁾。アメリカ図書館協会知的自由部は、ニューヨーク市を中心に多くの図書館から、この種の訪問の報告を受けた。非専門職に情報提供を求めるのが一般的であったが、貸出記録だけでなく相互貸借記録やデータベース検索記録を求めたりもした。

このプログラムにたいしては連邦議会が公聴会を開いたし、新聞も大きく取り上げた。アメリカ図書館協会と連邦捜査局は公然たる対立関係に入った。連邦捜査局は、(1)図書館が外国の調査員によって諜報部員の勧誘場所として利用されている可能性があること、(2)図書館員自身が外国

の調査員の標的になっていること、(3) 調査員や諜報部員が大切な資料を盗んでいる可能性があることを指摘した。一方アメリカ図書館協会は、図書館員の専門職倫理、修正第1条上のプライバシーの権利、それに図書館記録の秘密性に関する州法を指摘した。また図書館には機密資料など存在しないと断言した。

アメリカ図書館協会は例えば情報自由法 (Freedom of Information Act) を活用して、図書館覚醒プログラムに関する記録の請求もしたが、たとえ入手できても満足できる情報は得られなかった。機密との理由で多くが塗りつぶされていたのである。また図書館覚醒プログラムに批判的な図書館員 266 名を数値だけあげて要監察者としていた。こうした状況にあって、アメリカ図書館協会評議会は 1988 年 7 月の年次大会で、図書館覚醒プログラムを非難する決議を採択している¹⁵⁾。その骨子は、(1) プログラムを非難して記録にとどめる、(2) プログラムの即時停止を要求する、(3) 図書館界を威嚇し、利用者のプライバシーを侵すプログラムに全力で立ち向かう、(4) この決議を大統領、連邦捜査局長、連邦議会の関係する委員会などに送付するとなっている。1990 年 1 月の冬期大会でも評議会は決議を採択した。そこではプログラムを非難すると共に、266 名の図書館員の名前と個人記録を明かすように求めている¹⁶⁾。この問題は 1990 年代にも持ち越され、1993 年頃でも「プログラム」は継続中とされているが¹⁷⁾、うやむやな状態にある。

連邦捜査局の図書館覚醒プログラムを特に意識して、1991 年 7 月にアメリカ図書館協会評議会は方針として『図書館利用者の個人識別情報の秘密性に関する方針』(Policy Concerning Confidentiality of Personally Identifiable Information about Library Users) を採択した¹⁸⁾。そこでは修正第 1 条を体現する機関として図書館を把握し、この役割を果たすために秘密性を守ることが肝要だと強調した。また図書館記録の秘密性に関する州法、さらには図書館員の倫理に言及した。そして刑事事件捜査についての証拠漁りは許されず、秘密な記録を明かすのは、「具体的な事実」に依拠する「十分」な根拠にもとづいて、当該管轄区の裁判所が出す命令がある時だけであると指示したのである。これらはいずれも図書館覚醒プログラムを意識した内容といえる。

2 州法による図書館記録の秘密性の保護¹⁹⁾

図書館記録の秘密、利用者の秘密を守る目的で、アメリカ図書館協会は前章で示したような方針を作成し改訂してきた。しかし秘密性に関する方針を周到に練り上げ、方針を具体化する手続きを慎重に作成しても、それは専門職団体の方針にすぎず、図書館や図書館員に指針を供するにすぎない。方針に強制力はなく、いわんや違反に対する制裁規定もない。連邦捜査局や中央情報局 (Central Intelligence Agency) からの攻勢に十分に対処できないし、法執行機関からの問い合わせにも強く対応できない。こうした点を視野に入れて、図書館界は州法で図書館記録の秘密性を守るべく、州ごとに運動を始めた。

この運動にはいま一つの動きが関係していた。連邦が情報自由法を採択したのは 1966 年であったが、1974 年に同法は大幅に改訂された。この法律は、各行政機関に請求があったときは、何びとに対しても速やかに当該記録を利用させなければならないと定めている。行政機関が非公開とすることができる適用除外事項としては、国家安全保障情報、部内人事情報など 9 項目を設けたのである。同法の趣旨は広く市民に行政機関の情報へのアクセスを認めることで、行政の動

きをチェックすることにある。その後、各州も連邦の情報自由法にならって州情報自由法（freedom of information statute, open records statute）を定め、現在では全州で法が成立している。情報自由法は積極的な性格を有するものの、図書館にとって困惑する事態が生じてきた。一般に貸出記録や登録記録は公的記録（public records）とされるが、情報自由法では図書館記録を適用除外事項として明示しておらず、図書館記録を請求する一つの根拠を法執行機関などに供す結果となるからである^{20）}。この点を憂慮した図書館員は多くの州でロビイングを開始し、図書館記録の秘密性を守る州法の採択を働きかけたのである。

その結果、1970年代末から州法が成立し、現在ではオハイオ、ケンタッキー、テキサス、ハワイを除く全州で図書館記録の秘密性を守る州法ができています。10年ほどの間に、州法が大多数の州で成立したのは驚異的である。もちろん司法や立法からの働きかけはなかった。プライバシーへの関心が高まり、1974年には連邦行政機関に適用できるプライバシー法が成立したが、図書館記録にまで考えをめぐらす人は少なかったろう。州法の採択によって、図書館員の専門職倫理が法として制度に組み込まれたのだが、これはひとえに図書館界の積極的な活動による。

ところで各州法は確かに図書館記録の秘密性を守ってはいるが、その内容は一律ではない。各法の構成をかい間みると、(1)法での規定の仕方、(2)対象とする館種、(3)保護される情報や資料、(4)保護のされ方と度合い、(5)適用除外事項、(6)記録を明かす場合の手続き、(7)違反に対する制裁といった点で相違がある^{21）}。ここでは、(1)から(5)について法の骨組みの特徴を概観する。なお(6)と(7)を盛り込んでいる州法は少ないので省略する。

(1)「法での規定の仕方」については、(a)情報自由法に適用除外事項として設ける型と、(b)図書館法の中に盛り込む型とがある。また(a)と(b)の両方で図書館記録の秘密性を規定している場合もある。さらに(a)の場合は、図書館記録を公的記録と位置づけて適用除外事項にするものと、公的記録から外してしまう場合がある。(a)は図書館関係者が気づきにくく、(b)では図書館関係者だけしか気づかないという問題がある。その点では(a)と(b)の両方で規定するのがすぐれている。また(a)すなわち情報自由法での適用除外事項に盛り込む型の場合、後に示すように法全体の枠組みの中で適用除外を検討する必要が生じたりして、実際の解釈や運用で複雑さが増す。(b)のように独立に規定する方が、解釈の余地が少なくわかりやすい。さらに(a)のように適用除外事項とする場合は、一般的に(6)「記録を明かす場合の手続き」や(7)「違反に対する制裁」の規定を欠いており、効力からみて不安が残る。

(2)「対象とする館種」の場合、公立図書館に限定している州法、公立図書館や公立の学校図書館や大学図書館を覆っている州法、いっそう広く公費支弁の全図書館（publicly funded library）としている州法などさまざまである。公開している私的な図書館を組み込んでいる場合もある。また図書館という語を定義している州法も、何ら定義していない州法もある。それに公費支弁の図書館といった包括的な語を使う州法もあれば、各種の図書館を詳細に列挙している州法もある。包括的な語を使う場合は解釈論争が生じる恐れがあり、慎重に検討した列挙方式の方が好ましかろう。たとえば図書館といった漠然とした語を使用していても、実質的には公立図書館が入っていると考えてよい。例えば州情報自由法の適用除外事項に図書館記録が規定されていれば、同法自体が公的記録の公開を趣旨にしているため、おのずと公立図書館の記録は適用除外になるのである。

(3)「保護される情報や資料」をみると、もともと州法での保護は登録記録や貸出記録を念頭においていた。参考質問記録、データベース検索記録、雑誌の回覧記録、相互貸借記録、予約記録、コピーの記録などは保護の枠外であった。しかしそうした諸記録を覆うために、例えば「利用者の個人識別情報」といった表現をとる州法もある。さらに「施設」といった語を入れる場合もある。「施設」を含むことで、集会室の利用や図書館内での行動についての個人識別情報を覆うことができるのである。また「個人」だけでなく「グループ」という語を用いて、団体による集会室利用などの秘密性を守ろうとする州法も見られる。

さらに、利用者のプライバシーを守るために貸出カードに名前ではなく保険番号 (social security number) を用いている館がある。この場合、法が貸出者の名前だけを保護していると、保険番号は保護の枠内に入らず、保険番号をもとにして容易に当人を割り出すことができる。こうした点を考慮して、「当の記録自体、あるいは他の公的記録と突き合わせることによって」(when examined with other public records) という語句を用いて、個人識別情報を保護しようとしている州法もある。全体的にこの領域を見た場合、初期の貸出記録や登録記録の保護から、あらゆる個人識別情報を保護下におくように展開してきている。

(4)「保護のされ方と度合い」もばらつきがある。州法の中には、秘密を「守らねばならない」、記録を「明かすことは許されない」と断定的に強く表現しているものがある。一方では、記録を明かすことを「要求されない」といった曖昧な表現を使っていたり、「記録の保管者 (custodian) の裁量で明かしてもよい」と図書館側に判断を委ねている州法もある。このように曖昧であったり裁量権行使の余地を残している州法は、法の適用をめぐる、あるいは現実の圧力に対処するに際して困難が増す。

(5)は個人識別情報を明かしてよい場合である。情報自由法にあっては適用除外事項である。この部分は実際に圧力がかかった場合、まず問題となる。しかしこの部分でも州法によってばらつきがある。まず (a)「当人や当人の同意がある場合」で、これは問題がなかろう。当人の同意を得て情報を明かすについては、当人からの書面による同意を求める州法が多い。第二に (b)「図書館の運営や管理に必要な場合」で、この領域も問題が少なからう。基本的に言って問題になるのは、図書館が第三者に情報を明かす場合だからである。ただし延滞料の処置などを外部に委託している場合などは、第三者に情報を明かす結果になり、この領域にも無関心ではいられない。また例えば相互貸借などで他州の図書館を利用した時、そして相手館に利用者名を示す相互貸借の場合、相手方が州法を持っていない場合は、当方の州法では守れた情報が相手の州では守れないという事態も生じる可能性がある²²⁾。第三に (c)「未成年者の場合」で、未成年者の図書館記録を親や親権者に明かしてよいとしている州法がある。周知のように、アメリカ図書館協会は成人と未成年者で区別することを非難している²³⁾。その意味では、この規定を持つ州法はアメリカ図書館協会の基本方針に違反する。この項目を盛り込む州法は、1974年に成立したバックレー修正 (Buckley Amendment) を意識しての措置であろう。この連邦制定法は、未成年者の場合は親権者に、学校が有する生徒記録の内容を知る権利を付与している²⁴⁾。しかし図書館記録の秘密性を定める州法で、特に公立学校図書館との制限が加えられていない限り、この項目は公立図書館にも適用されると判断せざるをえないだろう。現実問題としては、18歳未満を一括して未成年者と扱うことに問題があろう。親が権利としてわが子の貸出記録を見れるなら、子どもの図書館利用

に萎縮効果をもたらすし、図書館は読書の自由を保障できないことになる。一方では、小学生低学年の子どもが図書を紛失し、図書館が対価を求めるとすれば、書名を明かさずして親から対価を取るのは困難であろう。この項目については、思想、法律、実践面での検討が必要である。

最後に最も重要な(d)「裁判所の命令(court order)や召喚状(subpoena)の場合」である。州法での表現は、「裁判所の命令あるいは召喚状」、「裁判所の命令」、「裁判所からの適切な命令」、「裁判所の命令、召喚状、あるいは法が求める場合」などさまざまである。

召喚状は、特定の事柄について証言するために一定の日時、場所に出頭を命じるものである。文書提出召喚状(subpoena *duces tecum*)は、事件に関連する文書その他の有体物の提出を命じるものである。これらはいずれも発行に先立って、実際上は裁判官の関与を必要とせず、裁判所の事務官が機械的に処理すると考えてよい²⁵⁾。一方、「裁判所の命令(法廷命令)」は裁判官が署名して発行し、一般的には聴聞の後、あるいは多くの関係者の書面を判断して発行する。こうした点を考慮して、図書館記録を明かす場合を「裁判所の命令」に限定し、召喚状を含めていない州法がある。また「裁判所の命令」に限定すると同時に、公共安全に直接関係する刑事事件にだけ適用している州法もある。さらには特定の人物の刑事事件に限定し、それらやむにやまれぬ場合にだけ明かしてよいと定める州法もある。いうまでもなく、「特定の人物」に限定することは、法執行機関による証拠漁りを防ぐためである。このようにこの領域においても各州法の規定の仕方はさまざまであるが、依頼人により弁護士に伝えられた情報、あるいは牧師に与えられた情報などのように、図書館員も秘匿特権付情報(privileged communication)²⁶⁾の扱いを求めているとすれば、その道は決して平坦ではない。

3 ブラウン対ジョンストン事件

既述のようにアメリカ図書館協会は、図書館記録の秘密性を守る方針や手続きを採択し、各図書館が秘密性の方針を文書として定め、それを図書館理事会が採択するよう指導してきた。同時に、図書館員は各州で積極的に州議会に働きかけ、その結果として大多数の州で図書館記録の秘密性を守る法が成立した。こうした努力を決して過小評価してはならない。事実、アメリカ図書館協会知的自由部が編纂した『図書館の原則』(*Intellectual Freedom Manual*)や、『ニューズレター・オン・インテレクトチュアル・フリーダム』は、そうした取り組みを熱心に訴えて報告してきた。これらを見ると図書館界は秘密性の保護に成功していると思われかねない。

しかし一方では、図書館協会の方針や手続きの改訂や精密化は、秘密性の問題が依然として大きな問題であることを暗示している。それに州法ができたからといって、すべてが解決する訳でもない。本章では1979年にアイオワ州で生じた事件を手がかりに、問題の一端を提示していきたい。

3.1 アイオワ州での図書館記録の秘密性を守る州法の成立

1979年夏、アイオワ州のミシシッピー川のほとりにある小さな町マスカティン(Muscatine)で一つの事件が生じた²⁷⁾。警察が殺人事件の容疑者B. バーレット(Bryan Barrett)の貸出記録を見たいと、同地のマサー(Musser)公立図書館に申し入れたのである。警察はアイオワ州情報

自由法が検査を許していると伝えた。図書館は方針として図書館記録の秘密性を定めていた。しかし結局は貸出記録を提供するはめになった。

この事件を契機にアイオワ州図書館協会とアイオワ自由人権協会 (Iowa Civil Liberties Union) は協力して行動を開始し、強力に州議会に働きかけた。その結果、1980年3月21日に図書館記録の秘密性を守る州法が成立した。この州法はメリーランドやヴァージニアなどと共に、最も初期に採択された州法である。

3.2 ブラウン事件の経過²⁸⁾

マスカティンでの事件の少し後に、同州のポーク・カウンティ (Pork County) など四つのカウンティで一連の牛の虐殺事件が生じてきた。1979年11月、この虐殺事件の捜査にあたっていた州の刑事捜査局 (Iowa Division of Criminal Investigation) の捜査員が、デモイン (Des Moines) 市立図書館を訪問した。そしてオカルトや魔法に関する本の貸出記録を検査したいと申し出た。容疑者はなく、捜査局はオカルトの儀礼の一環として虐殺が生じたのではないかと類推し、図書館に貸出記録の検査を申し出たのである。図書館は、そうした記録は方針として秘密であると捜査員に伝えた。デモイン市立図書館理事会は、1970年7月16日に以下のような方針を採択していた。

可能な限り図書館利用者のプライバシーを守り、図書に関する情報を求める利用者の意図を問わないというのが、図書館理事会の方針である。職員はいかなる状況の下にあっても、利用者が読んだり求めたりした資料を第三者に伝えてはならない²⁹⁾。

州刑事捜査局の求めに応じて文書提出召喚状が発行され、そこでは図書館記録の保管者 (custodian) に対して、「州が指定する本を借り出した人の全記録」を提出するよう求めていた。書名リストはオカルトや魔法を中心として16タイトルにおよんでいた。図書館幹部によれば³⁰⁾、16タイトルは実際には107冊に達し、1年間の貸出冊数120万冊の貸出記録 (貸出方式はフォトチャージ) を逐一調べなければならないことになる。

召喚状が図書館に出されてまもなく、図書館利用者であるS. ブラウン (Steven Brown) が、デモイン市立図書館理事会と州刑事捜査局長をアイオワ州地方裁判所に訴えた。要するにブラウンは、州はやむにやまれない利益を証拠立てていないと主張し、貸出記録の検査の差止めを求めたのである。さらに貸出記録を明かすことは憲法違反であると宣言するよう要求した。なお提訴の時点では、アイオワ州では図書館記録の秘密性を定める州法は成立していなかった。裁判中の1980年3月21日に州法が採択されたのである。ブラウンが提訴した後になって、デモイン市立図書館も召喚状の執行の差止めを求めて、州刑事捜査局長とポーク・カウンティ検察官D. ジョンストン (Dan Johnston) を訴えた。その後これらの訴訟は一本化され、ブラウンと市立図書館が州刑事捜査局長などを訴えるという形になった。この結果、ブラウン事件は図書館記録の秘密性をめぐる最初の裁判事例を提供することになったのである。

ブラウンはマスカティン事件およびその後の州法採択にも関わったアイオワ自由人権協会の事務局長である。捜査についての妥当な範囲を越えているとし、プライバシーに違反すると主張した。また証拠漁りは許されないと述べた。一方、州刑事捜査局は、図書館記録の検査が事件の解決に寄与するかもしれないと主張した。オカルトの本や魔法の本を読んだ人が、オカルトの儀

礼として牛の虐殺をした犯人について、何か知っているかもしれないと論じたのである³⁰⁾。州地裁裁判官 L. ラボラート・ジュニア (Louis Lavorato, Jr.) は原告の主張を退け、被告の考えを支持した。ブラウンと市立図書館は上訴し、アイオワ州最高裁判所 (Supreme Court of Iowa) に持ち込むことになる。

3.3 アイオワ州最高裁判決³¹⁾

アイオワ州最高裁は 1983 年 1 月 19 日に判決を下し、5 対 0 で地裁判決を確認した。判決の骨子は以下になっている。

1. 図書館記録の秘密性を定めた州法は、図書館記録の保管者に対して、一定の本を借り出した人の全記録を出頭して提出せよという文書提出召喚状の執行を妨げるものではない
2. 図書館利用者のプライバシーの権利に依拠して、図書館記録を強制的に明かされることに反対する限定的な特権を図書館利用者が有するとしても、このような特権は、十分に根拠ある刑事上の犯罪、および公正な刑事司法の運営といった州の利益によって優越される。したがって、プライバシーといった憲法上の権利が、当該文書提出召喚状の執行を妨げるものではない。

判決の結論は上記の 2 点になるが、法廷意見を示した J. ラーソン (J. Larson) 裁判官は理由を次のように説明していく。

ラーソン裁判官は本件の争点を二つに整理した。一つは、法執行機関が有する捜査権限と、アイオワ州情報自由法の適用除外事項 (Iowa Code section 68 A. 7 (13)) が規定する図書館記録の秘密性との間の対立である。要するに当該召喚状が同州情報自由法の適用除外事項 (図書館記録) を示した 68 A. 7 (13) によって制限されるのか否かという問題である。いま一つは、同 68 A. 7 (13) が適用できない場合、図書館利用者が有する憲法上のプライバシーの権利に依拠して、当該召喚状から図書館記録を守ることができるのかという問題である。本章の主たる関心は州法の実効性にあるので、以下では前者の問題を重視して判決を説明していく。

3.3.1 68 A の適用について

68 A はいわゆる同州の情報自由法である。まず 68 A. 1 は公的記録 (public records) を次のように定義している³²⁾。

68. A. 1 公的記録とは、当州、あるいは当州内のあらゆるカウンティ、市、タウンシップ、学校区、政治上の下位単位 (political subdivision)、公費支弁の特別区 (district)、あるいは上記団体のあらゆる部局 (branch, department)、委員会など (board, bureau, commission, council or committee) のすべての記録や文書、あるいはそうした団体に属するすべての記録や文書をいう。

続いて 68 A. 2 は公的記録の検査について全般的な方針を説明しており、その骨子は次のようになっている。

68 A. 2 アイオワ州の各市民は、あらゆる公的記録を検査し、そうした記録をコピーする権利を有する。ニュース・メディアはこれらの記録を公表してよい。もっとも、法の他の箇所、そうした権利を明確に制限している場合や秘密と規定している場合は、この限りではな

い。

そして 68 A. 7 は秘密とすべき公的記録をあげると共に、そうした記録を明かす要件をも規定している³³⁾。

68. A. 7 以下に示す公的記録は秘密にしなくてはならない。例外は、裁判所の命令、当の記録の正当な保管者の命令、あるいは当の情報に明かす権限を正当に与えられた人の命令による場合である。

.....

68 A. 7 (13) 当の記録自体、あるいは他の公的記録と突き合わせることによって、図書館から資料を借り出したり資料を求めたりした図書館利用者を識別できる図書館記録。

この規定は図書館の貸出記録を情報自由法の適用除外事項としたものである。なおこの規定では登録記録などは適用除外に入らないと考えられよう。

この規定を解釈するにあたり、裁判所は酷似の例としてアイオワ州人権委員会対デモイン市事件判決（1981 年）を援用した。この事件の概要は次のとおりである³⁴⁾。黒人の J. ワシントン（James Washington）は 1969 年にデモイン市衛生局の職員になった。1970 年に市はゴミの回収を新しい団体（Metro Solid Waste Agency）に委託し、ワシントンはその職員になった。1971 年にワシントンは膝を痛めて手術した。その後 1975 年 12 月末日まで仕事を続けた。1976 年から市は直接ゴミの回収をすることになり、ワシントンは市の人事局に職員の応募をした。しかし手術を理由に雇われなかった。ワシントンによれば自分より後に膝の手術をした白人が、同じ仕事に雇われたという。そこでワシントンはアイオワ州人権委員会（Iowa Civil Rights Commission）に、手術（完治している）と人種にもとづく差別であると訴えたのである。1979 年 11 月 14 日、ワシントンの訴えを調べるために、人権委員会はデモイン市に行政上の召喚状（administrative subpoena）を発した。そして 73 名のゴミ収集職員の人事記録と医療記録の提出を求めたのである。デモイン市は記録の提出を拒否して裁判に持ち込んだ。デモイン市は情報自由法の適用除外事項 68 A. 7 (2), 7 (11) を根拠にして、記録の提出を拒んだのである。その規定は次のようになっている³⁵⁾。

68 A. 7 (2) ……患者の状態、診断、手当て、扱いを示した病院の記録や医療上の記録。

68 A. 7 (11) 例えば、市、……、学区などを含めて、公的団体の秘密な人事記録の中にある個人情報。

この裁判では、まず州地裁が被告人権委員会を支持した。そのためデモイン市は上訴したが、1981 年 12 月 23 日に州最高裁は地裁判決を確認している。最高裁の判断は次のようなものであった。68 A は情報自由法であり、広く市民が行政機関の行動を知るために公的記録の公開を主眼としたものである。同法の問題からして公開が原則である。したがって 68 A. 7 が示す適用除外事項については、できるだけ狭く設定せねばならない。すなわち記録を明かしたところで公益にまったく役立たないとか、当人に現実的な悪影響を与えるといった特別な場合に限るべきである。情報自由法の適用除外事項を定めた 68 A. 7 は、『一人一人の市民は 68 A の下で公的記録を検査する全般的（*general*）な権利を有する』という全体的な枠組みの中でのみ作用する³⁵⁾のである。要するに判決は、この適用除外事項の適用については、同法全体の枠組みの中で検討すべきであると強調したのである。それは具体的には次のことを意味した。アイオワ州人権委員会の

場合、同委員会は「市民」として公的記録の検査を申し出たのではない（既述の同法の目的 68 A. 2 を参照）。法律に依拠して、人権委員会が有する捜査権限に従って検査を実施しようとしたのである。したがって委員会の捜査権限を認めないことは、人権違反を正すという公益に反することになるし、法で定められた委員会の捜査権限を妨げることになる。以上がアイオワ州人権委員会事件の判決結論である。

ブラウン事件の場合、裁判所はアイオワ州人権委員会事件の判決をそのまま踏襲した。すなわち情報自由法自体の基本的性格は、市民が行政機関の公的記録にアクセスすることを保障する点にあり、適用除外事項はそうした全体的枠組みの中で解釈しなくてはならないと確認したのである。端的に言えば、適用除外事項は州刑事捜査局には適用できないということである。さらに判決は、「捜査権限は職責を十分に遂行するために広範でなくてはならない」³⁶⁾ とつけ加えた。

いま一つ裁判所が指摘したことは、68 A. 7 の前文に関係していた。既述のように 68 A. 7 は適用除外事項を列挙する前に、「裁判所の命令」がある場合は記録を明かしてよいと前置きしていた。本件の場合、ポーク・カウンティの検察官ジョンストンは、同州刑事訴訟法に従って文書提出召喚状の発行を願い出、裁判所の書記が発行していた。刑事訴訟法（Iowa Rule of Criminal Procedure 5 (6)）は次のようになっている³⁶⁾。

5 (6) 地方裁判所の書記は、検察官の書面による求めと裁判所の承認によって、検察官が犯罪捜査に必要なとみなす証拠のために、文書提出召喚状を含んで召喚状を発行しなくてはならない。……書記はそうした書面による求めと裁判所の承認を、秘密ファイルに維持しなくてはならない。

ブラウン事件の場合、検察官からの書面を「裁判所が承認した (approve)」か否かは定かでない。判決は「裁判所の承認」の過程が守られたか否かの検討はしなかった。しかし検察官は刑事訴訟法の手順に従って文書提出召喚状を得たのである。こうしたことで判決は、当該召喚状は刑事訴訟法はもちろん、適用除外事項を定めた 68 A. 7 にも合致していると判断した。

以上の考察を経て、情報自由法の適用除外事項（図書館記録）はブラウンや図書館側の主張を支持しないと結論したのである。

3.3.2 図書館記録の秘密性と合衆国憲法³⁷⁾

ブラウンとデモイン市立図書館は、修正第 1 条、修正第 14 条、さらに不当な搜索や押収を禁止した修正第 4 条などに依拠して、プライバシーの権利を主張した。判決は合衆国最高裁の判決を例示し、プライバシーの権利が確かに認められていることを確認した。と同時に、「しかしプライバシーの特権は絶対的なものではない」と強調し、「こうした特権を主張する一つ一つについて、当の情報の社会的な必要性、および他の情報源からの入手可能性に照らして比較衡量しなくてはならない」と続けたのである。要するに社会的必要性によっては図書館記録を明かしてよい場合があるというのである。判決は、州刑事捜査局の捜査が予備的なものにすぎないことを認めた。またブラウンやデモイン市立図書館が主張したように、具体的な容疑者もなく、証拠漁りにすぎないことも承知していた。それでも「当の情報の必要性は減じない」と判断したのである。というのは、「記録を検査する大きな目的は、情報の入手によって捜査の幅を狭めることにある」からである。判決は次のようになっている。

十分に根拠ある刑事上の犯罪，および公正な刑事司法の運営という州の利益は，本件における図書館記録の秘密性の主張に優越すると把握すべきである。ブラウンと図書館理事会は，同種の事件で本判決と相違する事例を指摘しなかったし，本法廷もそうした事例を見つけることはできなかった³⁸⁾。

ブラウンとデモイン市立図書館理事会は合衆国最高裁判所に裁量上訴の求めをした。しかし 1983 年 7 月 15 日，合衆国最高裁はこの訴えを取り上げなかった³⁹⁾。

3.4 ブラウン事件判決について

1983 年 3 月号の『ニュースレター・オン・インテレクトュアル・フリーダム』は，「今度はミシガン」との標題で，1982 年 12 月 30 日にミシガン州が図書館記録の秘密性を守る州法を採択したことを報告した⁴⁰⁾。ミシガン州は州法を採択した第 14 番目の州になる。『ニュースレター』は同州での採択を讃える一方，この短い記事の末尾でアイオワ州最高裁の動きを次のように報告している。

不幸なことに，最近になってアイオワ州最高裁は同州での図書館記録を守る州法の適用に関して，実効力を失わせてしまうかもしれない判決を下した。もし判決の論理が他州でも適用されると，図書館記録の秘密性は全国的に危機に瀕するかもしれない⁴⁰⁾。

当のアイオワ州での反応も同じであった。共和党の州議員 L. クリュースン (Lyle Krewson) は，判決は「当州民の権利と自由への途方もない攻撃である。……この先例は非常に深刻なもので，私たちは真剣に受けとめなければならない。あなたや私や子どもがどんな本を読むかなんて，放っておいてくれ」と述べた。民主党の K. チャップマン (Kay Chapman) は，判決は「アイオワ州民のプライバシーの権利への侵害である」と明言した。そして法改正に向かうことを強調したのである⁴¹⁾。図書館員も州議会に働きかけ，いっそう強力な州法の採択へと動いた。その結果，法は改正され適用除外事項の定めは次のようになった⁴²⁾。

68 A. 7 (13) 当の記録自体，あるいは他の公的記録と突き合わすことによって，図書館から資料や情報を借り出したり，資料や情報を求めたりした図書館利用者を識別できる図書館記録。明確な犯罪で容疑とされる特定の人物や団体の捜査に限って，記録を刑事事件担当の法執行機関に明かさなければならない。明かすことを求められる情報と妥当な目的との間に合理的な結びつきがあり，かつ当の情報の必要性について説得力がありやむにやまれないとの司法上の決定によってのみ，当の記録を明かすべきである。

この改正版については B. ジョンソン (Bruce Johnson) が「刑事犯罪での図書館貸出記録を提出することについて，アイオワ州法ほど明確な文言を作っている州はない」⁴³⁾ と言うように，以前のアイオワ州法と比較しても，また他州での規定と比較しても，明確な語の使い方をしているし，図書館記録の秘密性を守るについて強力な文言といえる。特に，証拠漁りの防止を大きな目的にしているのは明らかである

しかしながら，もちろんこの規定で完全というわけではない。一見しても三つの弱点が指摘できる。まずこの州法では，例えば集会室利用の秘密性や登録記録の秘密性を覆えていないと言える。次に「合理的な結びつき」(rational connection)，「説得力がありやむにやまれない」(cogent and compelling) といった語は曖昧で，解釈の余地は大きい。最後に情報自由法の適用

除外事項に組み込むことの是非である。第2章で示したように、図書館記録の秘密性を州法で規定するについては、情報自由法での適用除外事項にする型と、図書館法などで独立に規定するという二つの型があった。その際、前者の場合は手続きや制裁を欠く場合が多く、また解釈が複雑になると指摘しておいた。図書館記録の秘密性に限定した独立の規定ではないため、情報自由法全体の解釈が関係してくるのである。その場合、ブラウン判決は、情報自由法は市民による公的記録へのアクセスを基盤にしていると強調していた。

ところでやはり1983年のことであるが、アイオワ州最高裁はヘッド対コロトン事件⁴⁴⁾で、同州情報自由法と政府の捜査との関係を示している。判決は、情報自由法は公的記録を検査するという市民の権利だけを扱っており、政府によるアクセスを圧迫するものではないと結論した。これはブラウン事件判決と軌を一にしている。このような解釈が通説となれば、情報自由法の適用除外事項として組み込まれた図書館記録の秘密性は、公権力からの捜査に全く無力ということになる。少なくとも最初の重要な先例であるブラウン事件判決は、そうした解釈であった。そしてこうした解釈が、図書館界や立法者の意図に沿っていないのは、立法の引き金となったマスカティン事件、ブラウン事件の経過を見れば明らかである。両事件はいずれも市民や市民団体による要求ではなく、法執行機関からの要求であり、州法は主に法執行機関からの要請に対処するために構想され、実現したのである。ブラウン事件に限って言えば、法律研究者で図書館員のB. ジョンソンの言は的を射ている。

ブラウン対ジョンストン事件の結果を、強力な秘密性を守る州法の欠如に帰することは、あまりにも単純な見方にすぎる。たとえアイオワ州が狭く定めた州法を有していたとして、同じような判決になったと思われる⁴⁵⁾。

4 おわりに

4.1 公的記録について

端的に言って情報自由法の目的は、政府の方針や行動について市民が検討し、場合によってはそれを変更させることにあると言えよう。この観点からみた場合、貸出記録は政府の方針に関わる記録というより、個人的な記録と言うことができる。1975年5月6日、アメリカ図書館協会法律顧問 W. ヒル (William Hill) からテキサス州法務総裁 J. ヒル (John Hill) への手紙は、次のようになっている⁴⁶⁾。

図書館の貸出記録は政府に関する情報ではなく (*not*)、市民個人の読書習慣や読書傾向を示すにすぎない。それに、明らかに貸出記録は公務員や関係職員の公式な行動を反映するものではない。

この主張は、貸出記録は公的機関が保持するという意味では公的記録ではあるものの、記録の本質的性格は個人的で私的な記録ということである。

次に、情報自由法は公的目的に照らして政府に関する情報へのアクセスを市民に保障するものであるが、貸出記録を求める多くの要求は公的目的や公的利益とは無関係で純粋に個人的な動機といえる場合が多い。営業担当者が顧客リストを作成しようとして貸出記録を求めたり⁴⁷⁾、ジャーナリストが図書館記録を求めたり、検閲者が問題とする本やビデオの借り出し者を求め

たり⁴⁸⁾、夫が妻が離婚の本を借り出していないか調べようとしたり⁴⁹⁾、この種の事例は多い。この場合も図書館の方針に関わるものではないし、大多数は公益と無関係であるし、公益に反する場合も多い。

最後に常識的なことであるが、図書館が保持する個人識別情報は最小限にし、またできるだけ速やかに消さねばならない。例えばアーカンソー州法は図書館に対して、「資料返却後に貸出記録を残さないように、コンピュータあるいはゲイロード (Gaylord) 方式の貸出システム」⁵⁰⁾ を使うべきであると指示している⁵¹⁾。

4.2 法執行機関の関心や図書館職員

なお警察などが図書館記録に大きな関心を持っているのは、次の例からも理解できる。1988年のことであるが、ルイジアナ州のラピッズ・パリッシュ (Rapids Parish) では、地元の警察が召喚状を持って図書館に現れ、オカルト関係の本を借り出した利用者の貸出記録の提出を求めた⁵²⁾。この場合はアイオワ州の時と相違して、何らの事件も生じていなかった。単にオカルトの読者はおうおうにして麻薬の使用に結びついていると考え、情報収集を試みたのである。結局、召喚状は取り下げられたが、警察が図書館記録に関心を示していること、および召喚状は非常に安易に出されることを示している。

図書館にとっては図書館記録の秘密性を職員に周知させることが重要となる。というのは、連邦捜査局の図書館覚醒プログラムの場合に見られるように、捜査員はまず第一線の貸出職員 (非専門職員) に情報の提供を求めているからである。そのため一部の幹部だけが秘密性の重要性を理解していても意味がなく、定期的に全職員が研修をする必要がある。

もちろん図書館幹部も秘密性の重要性を肝に銘じるべきである。1986年と1987年にインディアナ州のレバノン (Lebanon) では地元新聞を利用して、延滞者名と書名を公表した⁵³⁾。この公表は12,000名の住民に「楽しみ」をもたらしたという。また当該図書はどんどん返却されたという。秘密性を守ることは、延滞という規則を守らなかった人には適用できないといった理由が持ち出されるかもしれないが、こうした措置は図書館自体が秘密性の問題に鈍感なことを示しており、決して非専門職だけの問題ではない。

4.3 ディカータ市立図書館事件

ブラウン事件の判決は、図書館にとって冷酷なものであったが、1990年に生じたテキサスでの事件は、貸出記録の秘密性に法律上の展望を開いた。貸出記録の秘密性に関する重要な事件が、1990年にテキサス州のディカータ (Decatur) 市立図書館を舞台に生じてきた⁵⁴⁾。1990年3月16日に幼児遺棄事件が発生した。市立図書館に文書提出召喚状が出され、捜査当局は過去9か月間に出産に関する本を借りだした全利用者名と住所、および電話番号、それに書名と著者名、さらには貸出返却日を提示するよう求めたのである。警察は犯人が本を借りたとか、図書館を利用したという何の証拠もつかんでいなかった。手がかりが何もないため、図書館の貸出記録から犯人を割り出すことができるのではないかと考えたのである。典型的な証拠漁りといえる。図書館長は記録の提出を拒否し、裁判所に召喚状を無効とする命令申請を求めた。1990年5月9日、同州地裁のJ. リンズー (John Lindsey) 裁判官は、この訴えの内容を次の3点にまとめている。

(1) 図書館は利用者の代わりに憲法上の特権を主張する当事者適格を有するか。(2) 適格を有する場合、利用者は名前、住所、電話番号を禁止する憲法上のプライバシーの権利を有するか。(3) こうした権利を侵害するについて、州は警察権能 (police power) その他の政府の正当な機能の下で、やむにやまれない政府の目的を達成するための理にかなった証拠立てができていないか。リンズィーは、まず利用者代理としての図書館の当事者適格を認めた。次に利用者は貸出記録を明かされないという憲法上のプライバシーの権利を有すると確認した。さらに州の警察権能に関しては、プライバシーの侵害が妥当な場合もあるものの、この事件の場合は侵害を正当化するために政府の利益を証拠立てていないと判断したのである。

リンズィーは、自由に移動すること、教会、公的施設、公園に自由に入ること、それに「公立図書館を自由に利用して情報を求めるという特権は、確固たるアメリカの伝統である」と原則を確認した。そののち、「州は警察権能を正しく行使して個人のプライバシーを侵害できる」が、それは侵害を合理的に証拠立てた場合に限ると述べた。ここでは合衆国最高裁の判決「あまりに広範で実際上は『証拠漁り』である文書提出召喚状は、不当な捜査と押収であり修正第4条に違反する」(*Oklahoma Press Pub. v. Walling*, 327, U. S. 186) を援用した。さらに記録を明かすべき例を具体的に指摘したのである。不発弾が発見され、その配線や付属品が最近購入した図書館所蔵の本と一致したり類似している場合、この特定の本を借り出した利用者名を知るために、理由を明示した文書提出召喚状を発するのは、警察権能の正しい使い方の範疇に入るとしたのである。そして、こうした検討は申し出のあった各事件ごとに検討しなくてはならないとした。

この裁判は図書館側の勝訴であった。アメリカ図書館協会知的自由部が編纂した『図書館の原則』第4版はこの事件を重視して、「図書館の秘密性に関する方針を勇気を持って実践した図書館長に、感謝しなくてはならない」⁵⁵⁾ とまとめている。またアメリカ図書館協会知的自由委員会の機関誌『ニュースレター・オン・インテレクトチュアル・フリーダム』は、「召喚状を無効とするのに修正第1条が適用された最初の事例」⁵⁶⁾ と高く評価した。このような評価はうなずける。ディカータ事件の場合、図書館長の断固たる行動、それに市長の支援は賞賛に値する。貴重な法的先例を導いたといえる。しかしながら、もしこうした行動を取らなかった場合、図書館はどうなったであろうか。警察は出産に関する本を借りた全利用者に、個別訪問をしたり電話で問い合わせたりしたであろう。図書館への信頼が失墜するのは言うまでもない。

直接的に図書館記録の秘密性に関する裁判所の判断は、私見によれば現在までブラウン事件とディカータ事件に限られる。1990年以前はブラウン事件判決しかなく、この点を考慮すると1990年のディカータ事件は貴重な先例となる。しかし司法上の解釈は依然として曖昧であると結論せざるをえない。

注

- 1) "Code of Ethics for Librarians," *American Library Association Bulletin*, 1939, p. 129.
- 2) アメリカ図書館協会知的自由部編纂『図書館の原則：図書館における知的自由マニュアル（第3版）』（川崎良孝・佳代子訳『図書館の自由』第12集，日本図書館協会，1991）pp. 35-36.
- 3) *ibid.*, pp. 38-39.
- 4) *ibid.*, pp. 40-41.

- 5) *ibid.*, pp. 42-43.
- 6) *ibid.*, pp. 15-25, 250-257.
- 7) 1972年7月1日まで、爆発物関係の法執行責任は財務省の内国歳入庁にあった。
- 8) 『図書館の原則(第3版)』*op. cit.*, p. 144.
- 9) *ibid.*, pp. 144-145.
- 10) Stephen Harter and Charles Busha, "Libraries and Privacy Legislation," *Library Journal*, February 1976, p. 478.
- 11) 本稿では触れないが、公権力からの圧力に対してアメリカ図書館協会は1971年に「政府の威嚇に関する決議」をあげている。そして1973年2月には正式に「政府の威嚇に関する決議」を採択した(『図書館の原則(第3版)』*op. cit.*, pp. 151-155.)。
- 12) *ibid.*, pp. 147-149.
- 13) *ibid.*, pp. 147, 150.
- 14) 「図書館覚醒プログラム」については、『ニュースレター・オン・インテレクトチュアル・フリーダム』でも頻繁に取り上げられているが、以下の単行本がある。Herbert N. Foerstel, *Surveillance in the Stacks: the FBI's Library Awareness Program* (Westport, Conn., Greenwood, 1991)。
- 15) この決議は以下に掲載されている。"Resolution in Opposition to FBI Library Awareness Program," *Newsletter on Intellectual Freedom (NOIF)*, September 1988, pp. 184-185.; 全訳については『図書館の原則(第3版)』*op. cit.*, pp. 331-332.
- 16) この決議は以下に掲載されている。"Resolution in Opposition to FBI Library Awareness Program," *NOIF*, March 1990, p. 72.
- 17) Office for Intellectual Freedom of the American Library Association, *Intellectual Freedom Manual*, 4th. ed. (Chicago, American Library Association, 1992) xxi.
- 18) "Policy Concerning Confidentiality of Personally Identifiable Information About Library Users," *NOIF*, September 1991, pp. 144-145; *Intellectual Freedom Manual*, 4th. ed., *ibid.*, pp. 133-134.
- 19) Shirley A. Wiegand, *Library Records: A Retention and Confidentiality Guide* (Westport, Conn., Greenwood, 1994) pp. 131-203.; Arlene Bielefield and Lawrence Cheeseman, *Maintaining the Privacy of Library Records: A Handbook and Guide* (New York, Neal-Schuman, 1994) pp. 57-160.; Bruce M. Kennedy, "Confidentiality of Library Records: A Survey of Problems, Policies, and Laws," *Law Library Journal*, 1989, pp. 733-767.; Bruce S. Johnson, "A More Cooperative Clerk: The Confidentiality of Library Records," *Law Library Journal*, 1989, pp. 769-804.
- 20) 本稿は特に法執行機関を重視しているが、本稿末尾で示すように図書館記録を求めるのは単に法執行機関だけではなく、ジャーナリスト、営業担当者、親、教師、市民グループなど多様である。
- 21) 参考までに B. ケネディは以下のような五つを法の構成要素としている。(1)法での規定の仕方、(2)プライバシーの権利の範囲(a. 対象とする館種, b. 保護される資料や情報)、(3)適用除外事項、(4)記録を明かす場合の手続き、(5)制裁。Bruce M. Kennedy, *op. cit.*, pp. 754-765. S. ウィーガンは以下のような六つを法の構成要素としている。(1)対象とする図書館、(2)保護される情報や資料、(3)保護のされ方と度合い、(4)適用除外事項、(5)記録を明かす場合の手続き、(6)制裁と罰則。Shirley A. Wiegand, *op. cit.*, p. 152.
- 22) こうした保護の度合いの差をなくすには、連邦法を設けるほかないだろう。1988年には連邦議会では「ビデオと図書館のプライバシー保護に関する法律」(The Video and Library Privacy Protection Act)が検討された。これは合衆国最高裁判所裁判官に R. ボーク(Robert Bork)を任命することにまつわって、新聞記者がボークと家族が地元のビデオショップで借りたビデオを探り出し、その一覧を新聞に掲載したことを発端とする。当初、図書館界は同法の成立に積極的であったが、連邦捜査局が適用除外として法執行機関の捜査を組み込むよう強力に介入した。こうした修正案を認めることは、図書館界として例えば図書館覚醒プログラムなどを承認することになる。こうした理由で図書館界は、最終的にはこの修正法案に反対した。その結果、図書館の部分

- 落として法 (Video Privacy Protection Act) が成立している。Arlene Bielefield and Lawrence Cheeseman, *op. cit.*, pp. 52 - 56.
- 23) 『図書館の権利宣言』第5条, 解説文『図書館への未成年者のフリー・アクセス』などを参照 (『図書館の原則 (第3版)』*op. cit.*, pp. 47, 58 - 60.)。
- 24) *Intellectual Freedom Manual*, 4th. ed., *op. cit.*, pp. 193 - 195.
- 25) Shirley A. Wiegand, *op. cit.*, p. 162.
- 26) 秘匿特権付情報とは, 文書または口頭による情報の送り手および (送り手の許可がない限り) 受け手が法廷や開示手続きで証言を拒否することができる情報のことをいう。
- 27) "Iowans Seek Protection for Library Records," *NOIF*, January 1980, p. 22.
- 28) 基礎資料はアイオワ州最高裁の判決 *Brown v. Johnston*, 328 N. W.2d 510 (Iowa, 1983) である。さらに以下を参考にしている。"Iowans Seek Protection for Library Records," *NOIF*, *op. cit.*; "Iowa Passes Pared-down Library Exemption Law," *NOIF*, July 1980, p. 71.; Carolyn Hinz, "Comment, *Brown v. Johnston*: The Unexamined Issues of Privacy in Public Library Circulation Records in Iowa," *Iowa Law Review*, 1984, pp. 535 - 550.; Mark K. Wilson, "Comment, Surveillance of Individuals Habits: Constitutional Limitations on Disclosure of Library Borrowers Lists," *American University Law Review*, 1980, pp. 275 - 321.; Bruce M. Kennedy, *op. cit.*; Shirley A. Wiegand, *op. cit.*; Bruce S. Johnson, *op. cit.*; "Confidentiality of Library Records: The Iowa Experience," *NOIF*, July 1984, pp. 99 - 100.; 塩見昇「知る権利とプライバシーの擁護」『大阪教育大学教育学論集』第17集, 1988, pp. 41 - 50.
- 29) Carolyn Hinz, *ibid.*, p. 537 (footnote).
- 30) "Iowans Battle to Protect Privacy of Library Users," *NOIF*, March 1980, p. 42.
- 31) *Brown v. Johnston*, 328 N. W. 2d 510 (Iowa, 1983) をもとにして, 原則として他の文献からの引用の場合に限り注をつけた。
- 32) *Iowa Civil Rights Commission v. City of Des Moines*, 313 N. W. 2d 494 (Iowa, 1981).
- 33) 328, N. W. 2d 511 (Iowa, 1983).
- 34) 313, N. W. 2d 491 (Iowa, 1981).
- 35) 313, N. W. 2d 495 (Iowa, 1981).
- 36) 328, N. W. 2d 512 (Iowa, 1983).
- 37) 328, N. W. 2d 512 - 513 (Iowa, 1983).
- 38) 328, N. W. 2d 513 (Iowa, 1983).
- 39) *Library Journal*, September 1984, p. 1606.
- 40) "And Now Michigan," *NOIF*, March 1983, p. 33.
- 41) "From the Bench, Libraries, Des Moines, Iowa," *NOIF*, March 1983, p. 43.
- 42) Bruce S. Johnson, *op. cit.*, p. 797.; Bruce M. Kennedy, *op. cit.*, p. 758.
- 43) Bruce S. Johnson, *op. cit.*, p. 797.
- 44) *Head v. Colloton*, 331 N.W.2d 870 (Iowa, 1980).
- 45) Bruce S. Johnson, *op. cit.*, p. 793.
- 46) Bruce M. Kennedy, *op. cit.*, p. 737.
- 47) "Is It Legal, Salt Lake City, Utah," *NOIF*, March 1971, p. 48. これはソルトレイク市のある営業担当者が自分用に顧客リストを作成しようとして, 1970年11月に市立図書館に貸出記録の提供を求めた事件である。
- 48) "Censorship Dateline, Libraries, Olympia, Washington," *NOIF*, March 1981, p. 40. これはモラル・マジョリティがワシントン州情報自由法を盾に, ワシントン州立図書館に, 性教育フィルムを借りだした学校名を要求した事件である。塩見昇 *op. cit.* も参照。
- 49) Robert Ellis Smith, "On the Other Hand," *NOIF*, September 1980, p. 114. これはヴァージニア州フェアファックス (Fairfax County) 公立図書館で, 夫が妻が以前から離婚を画策していた証拠を調べるために, 離婚関係書を妻が借りていたか調べようとしたものである。

- 50) アーカンソー州法については, Bielefield, *op. cit.*, pp. 70-73 に全文が掲載されている。
- 51) ただし図書館記録は一般的には公的記録とされるので, そうした記録の保持については, 各州が記録保存法 (record retention laws) を定めており, 法律的に言えば速やかに記録を消すのに問題もあるという。Shirley A. Wiegand, *op. cit.* pp. 1-127.
- 52) "Is It Legal, Privacy and Confidentiality, Rapids Parish, Lousiana," *NOIF*, July 1981, p. 136.
- 53) Shirley A. Wiegand, *op. cit.* pp. 141.
- 54) "No. 90-05-192, *The Decatur Public Library vs. The District Attorney's Office of Wise County*" (The State of Texas, 271 st. Judicial District Court, Wise and Jack Counties).; "From the Bench, Library, Decatur, Texas," *NOIF*, September 1990, pp. 167-168.; *Intellectual Freedom Manual*, 4 th. ed., *op. cit.*, xxi-xxii.; 川崎良孝「1990 年代初頭のアメリカ社会と知的自由: 公立図書館を中心として (概観)」『図書館界』September 1995, pp. 184-193.
- 55) *Intellectual Freedom Manual*, 4 th. ed., *op. cit.*, pp. 224-225.
- 56) "From the Bench, Library, Decatur, Texas," *op., cit.*, p. 167.